	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	概要
	日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
十	
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第五条
十一	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	JSIC　〇三一　海面漁業 JSIC　〇三二　内水面漁業 JSIC　〇四一　海面養殖業 JSIC　〇四二　内水面養殖業 JSIC　八〇九三　遊漁船業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
十二	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	JSIC　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 JSIC　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） JSIC　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） JSIC　三八三　有線放送業

	関連する義務
	内国民待遇（第二条）
	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
	概要
	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五章及び第八章
十三	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十四	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
十五	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。
現行の措置	

タジキスタン共和国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）